

無線機はルールを守って、正しく使いましょう。

指定管理鳥獣捕獲等事業などの事業ではアマチュア無線は使えません。事業で使用する連絡用無線は、デジタル簡易無線の利用が便利です。



デジタル簡易無線(登録局)

デジタル簡易無線(登録局)は、簡単な手続で使用できる無線局で、指定管理鳥獣捕獲等事業での使用を含め様々なニーズに対応しています。



- 狩猟やレジャーにおける通信をはじめ、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業など様々な簡易な業務に使用できます。(個人的な通信や企業等における業務通信においても使用できます。)
- 無線局の登録により使用でき、無線従事者の資格は不要です。
- 最大5Wの送信出力に対応しています。
- アマチュア無線のようにコールサインを音声で送る必要はありません。(識別信号は無線機が自動で送ります。)
- 通信の相手に制限はありません。
- 届出することで、登録人以外の方が使用することができます。(無線機のレンタル使用が可能です。)



アマチュア無線の運用ルール

- アマチュア無線は、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行うものです。指定管理鳥獣捕獲等事業などの事業では使えません。
- アマチュア無線は、無線局の免許及び無線従事者の資格の両方が必要です。
- 免許状に記載された周波数及び空中線電力の範囲内で通信してください。
- 通信する際は、免許状に記載された識別信号(コールサイン)を必ず送ってください。
- 周波数の使用区別(平成21年総務省告示第179号)に従って通信してください。
- 特定の周波数を独占して通信することはできません。

	144MHz帯	430MHz帯
144MHz帯及び430MHz帯において、FM無線電話が運用可能な周波数	144.70(※)~145.80MHz	431.40(※)~431.90MHz 432.10(※)~434.00MHz 438.00(※)~439.00MHz

※下限周波数は使用しないでください。